

# 総務文教常任委員会資料

平成30年3月2日

加東市教育委員会生涯学習課

## パークゴルフ用具の貸出について

### 1 経 緯

#### (1) スポーツクラブ21たきのとの協議

パークゴルフ用具の貸出について確認したところ、平成27年3月、スポーツクラブ21（以下「SC21」という。）たきのに、パークゴルフ用具を返却し、貸出はSC21たきので対応を願う旨の協議を行っていた。

SC21たきのでは用具の管理及び貸出事務等の対応ができないため、用具の利用や事務手続き、利用料の収入も市に任せるとの返答を得たことで、市としては、用具、利用料ともにすべて引き継がれたものと認識していた。

#### (2) 用具貸出料

(1)の認識により、平成26年度分まではSC21たきのに納めていた用具貸出料を、平成27年度以降は市が収入することとした。

平成30年1月27日、SC21たきのの役員との協議において再確認をしたところ、用具はSC21たきのの所有であり、市には無償で貸与しているとの返答であった。

なお、パークゴルフ用具の貸出料については、用具の管理及び貸出事務の費用に充てることとして、市に収入することについて異論はなかったとの認識で一致していた。

ただし、本来は用具貸出しの実費として雑入で収入すべき額、平成27年度204,500円、平成28年度149,200円、計353,700円を、パークゴルフ場使用料とともに収入していたことが判明した。

#### (3) 協議結果

パークゴルフ用具の貸出については、パークゴルフを広め、より多く利用していただくため、平成30年2月1日から貸出料を無料にする旨、SC21たきの役員に了承を得ている。

また、パークゴルフ用具については、SC21たきのの平成30年度総会（平成30年5月頃開催予定）で、市への寄附について提案する旨の返答を得ている。

### 2 対 応

(1) 平成27年度・28年度の貸出料については、歳入の科目誤りであったことから、平成29年度の貸出料124,700円については、体育施設使用料から雑入への科目更正を行う。

(2) パークゴルフの普及を図るため、市が、引き続き用具を貸し出す。  
（貸出料は平成30年2月1日から無料）

(3) パークゴルフ用具は、SC21たきのから寄附を受けるための手続きを進める。

平成27年度 (単位:円)

月	使用料	うちクラブ代 (貸出料)
4	140,600	21,200
5	167,950	32,800
6	131,350	22,900
7	83,150	7,700
8	64,500	10,800
9	150,850	29,200
10	144,450	10,800
11	239,450	29,600
12	83,500	7,900
1	123,000	12,300
2	101,650	7,300
3	138,900	12,000
小計	1,569,350	204,500

クラブ代(貸出料)計 478,400円

(平成27・28年度計 353,700円 …歳入科目誤り  
平成29年度計 124,700円 …収入金更正)

※平成29年度は、1月までのクラブ代(貸出料)を使用料として納めています。(2月1日以降は貸出料無料)

平成28年度 (単位:円)

月	使用料	うちクラブ代 (貸出料)
4	125,450	9,800
5	127,950	22,800
6	68,000	5,600
7	58,250	4,400
8	46,750	7,000
9	93,400	21,700
10	104,500	10,600
11	180,850	22,900
12	82,700	8,600
1	92,200	12,400
2	89,850	11,700
3	89,400	11,700
小計	1,159,300	149,200

平成29年度 (単位:円)

月	使用料	うちクラブ代 (貸出料)
4	100,400	12,200
5	89,200	16,000
6	66,750	12,600
7	48,250	8,800
8	42,850	5,500
9	85,450	21,100
10	36,200	3,200
11	140,400	20,100
12	49,100	5,600
1	83,350	19,600
2		
3		
小計	741,950	124,700